

## 三戸町お試し暮らし住宅設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移住やサテライトオフィスの進出若しくは町内で起業を希望又は検討している者に対して、一定期間、三戸町（以下「町」という。）での生活体験ができる場を提供するため、町が三戸町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を設置することにより、移住促進及び産業振興に寄与し、町の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住やサテライトオフィスの進出又は町内で起業を希望若しくは検討する者のうち、まちづくり課移住担当窓口（以下「担当窓口」という。）を通じて移住しようとする者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者を除く。
- (2) お試し暮らし住宅 日常生活とパソコン等の作業に必要な什器とインターネット通信環境を備え、手軽に生活体験できる住宅をいう。

### (住宅)

第3条 住宅の名称、所在地、構造・規格及び面積は、次の表に掲げるとおりとする。

| 名称     | 所在地                  | 構造・規格           | 面積                    |
|--------|----------------------|-----------------|-----------------------|
| お試しハウス | 三戸町大字川守田字橋ノ下 33 番地 5 | 木造平屋<br>3 L D K | 116.76 m <sup>2</sup> |

### (使用申請)

第4条 住宅の使用を希望する移住希望者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ担当窓口に予約しなければならない。

- 2 使用者は、住宅を使用する際、三戸町お試し暮らし住宅使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を使用開始日の10日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用許可)

第5条 町長は、申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、使用者に三戸町お試し暮らし住宅使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

- 2 町長は、前項の交付をする場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

### (使用期間)

第6条 住宅の使用期間は、3日以上14日以内とし許可書に定める期間とする。

- 2 住宅は、1月6日から12月28日までの間において使用できる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、これを変更できる。
- 3 住宅の使用回数は、原則1回限りとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (使用料)

第7条 住宅の使用料は無料とする。ただし、飲食費、寝具、日常生活に係る消耗品及び

交通費等は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。
- (2) 火気の取り扱い及び水道凍結に十分に注意するとともに、備え付けの物品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 住宅周辺の除草及び除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、周辺環境の整備をすること。
- (4) ごみは、町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 住宅の明渡し時までには清掃を行い、住宅を原状に復し、住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他住宅の使用に関し町長が認める事項  
(制限される行為)

第9条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- (2) 興行
- (3) 展示会その他これに類する催しの開催
- (4) 文書、図書その他印刷物の貼付又は配布
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為
- (7) 住宅の全部又は一部の転貸又は権利の譲渡
- (8) 反社会勢力の出入り又はこれに準ずる行為
- (9) 増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置その他これに類する行為
- (10) 政治活動
- (11) 住宅内での動物等の飼育をする行為
- (12) その他住宅の使用にふさわしくない行為  
(許可の取消)

第10条 町長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があると認めたとき、又は、正当な理由なく住宅を使用しないときは、許可を取り消すことができる。

2 使用者は、都合により住宅の使用を中止するときは、町長に通知しなければならない。  
(許可の消滅)

第11条 天災、地変、火災その他町使用者双方の責めに帰さない事由により住宅が滅失した場合は、許可は消滅する。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が終了する日までに住宅を明け渡さなければならない。ただし、第10条の許可の取り消しがあった場合は、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項前段の明渡し又は使用期間満了前に明渡しをするときは、明け渡し日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法について使用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

3 町長は、火災による延焼を防止する必要があるときその他緊急の必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることがなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、町長は使用者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を使用者に通知しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備、物品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 使用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(目的外の使用)

第16条 次の各号に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、この要綱の規定にかかわらず、住宅を使用させることができるものとする。

(1) 町が主催、後援する交流人口及び関係人口の拡大を目的とした事業で一定期間使用する場合

(2) 町が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業で一定期間使用する場合

(3) 町が主催、後援又は連携協力して行う各種行事、視察及び調査等のために一定期間使用する場合

(4) その使用の目的が町の発展、活性化に寄与すると認められる場合

(5) その他町長が必要と認める場合

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 様式第 1 号（第 4 条関係）

## 三戸町お試し暮らし住宅使用申請書

年 月 日

三戸町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

三戸町お試し暮らし住宅を使用したいので、三戸町お試し暮らし住宅設置要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請いたします。

|                             |                                                                                                                                                                              |                    |    |    |               |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----|----|---------------|
| 区 分                         | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2 回目以上（ 回目）                                                                                                             |                    |    |    |               |
| 希 望 使 用 期 間                 | 年 月 日から 年 月 日                                                                                                                                                                |                    |    |    |               |
| （ふりがな）<br>使 用 者 氏 名         | 性別                                                                                                                                                                           | 生年月日               | 年齢 | 職業 | 申 請 者<br>との続柄 |
|                             | 男・女                                                                                                                                                                          | S ・ H ・ R<br>年 月 日 |    |    |               |
|                             | 男・女                                                                                                                                                                          | S ・ H ・ R<br>年 月 日 |    |    |               |
|                             | 男・女                                                                                                                                                                          | S ・ H ・ R<br>年 月 日 |    |    |               |
|                             | 男・女                                                                                                                                                                          | S ・ H ・ R<br>年 月 日 |    |    |               |
| 申 請 者<br>（ 代 表 者 ）<br>連 絡 先 | 電話番号（自宅）                                                                                                                                                                     | — —                |    |    |               |
|                             | 電話番号（携帯）                                                                                                                                                                     | — —                |    |    |               |
|                             | F A X                                                                                                                                                                        | — —                |    |    |               |
|                             | E メールアドレス                                                                                                                                                                    | @                  |    |    |               |
| 申 込 み の<br>目 的              | 申込みの主な目的として該当するものに、チェックしてください。<br><input type="checkbox"/> 三戸町への移住を検討又は希望するため<br><input type="checkbox"/> 三戸町へのサテライトオフィス進出若しくは起業を検討しているため<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                    |    |    |               |
| そ の 他                       | 三戸町で滞在中に行いたいことや今後の展望質問等あればご記入ください。                                                                                                                                           |                    |    |    |               |

※使用者の身分を証明することができる証明書の写しを添付してください。

様式第2号（第5条関係）

三戸町お試し暮らし住宅使用許可書

年 月 日

様

三戸町長

年 月 日付けで申請のあった三戸町お試し暮らし住宅の使用について、三戸町  
お試し暮らし住宅設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり許可します。

なお、住宅の使用にあたっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してくだ  
さい。

記

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 使用者代表  | 氏 名                        |
|   |        | 住 所                        |
| 2 | 使用許可施設 | 名 称                        |
|   |        | 所在地                        |
| 3 | 使用許可期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで       |
| 4 | 使用許可条件 | 別紙「三戸町お試し暮らし住宅使用許可条件」のとおり。 |

## 別紙

### 三戸町お試し暮らし住宅使用許可条件

三戸町お試し暮らし住宅の使用者（以下「使用者」という。）は、三戸町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を使用するにあたり、第1条から第6条までの条件を遵守し、第7条の条件を承諾し、第8条の事項を確約すること。

#### （使用）

第1条 使用者は、住宅を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### （禁止行為）

第2条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
  - （2）興行
  - （3）展示会その他これに類する催しの開催
  - （4）文書、図書その他印刷物を貼付又は配布
  - （5）宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
  - （6）近所の住民に迷惑を及ぼす行為
  - （7）住宅の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡
  - （8）反社会勢力の出入り又はこれに準ずる行為
  - （9）増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置その他これに類する行為
  - （10）政治活動
  - （11）住宅内での動物等の飼育をする行為
  - （12）その他住宅の使用にふさわしくない行為
- （損害賠償等）

第3条 使用者は、故意又は過失により本物件を破損又は汚損若しくは滅失したとき（以下「破損等したとき」という。）は、直ちに町長に報告しなければならない。

- 2 使用者は、破損等したときは、原状に回復又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

#### （許可の取消）

第4条 使用者が第1条及び第2条の規定に違反したとき、又は、正当な理由なく住宅を使用しないときは、許可を取り消すことができる。

- 2 使用者は、都合により、住宅の使用を中止するときは、町長に通知しなければならない。

#### （許可の消滅）

第5条 天災、地変、火災、その他三戸町使用者双方の責めに帰さない事由により住宅が滅失した場合は、消滅する。

#### （明渡し）

第6条 使用者は、使用許可期限までに（第4条の規定により使用許可が取り消しとなっ

た場合にあっては、直ちに)、住宅を明け渡さなければならない。

- 2 使用者は、住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

(立入り)

第7条 町長は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することができないものとする。

- 3 町長は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができるものとする。この場合において、町長は、使用者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を使用者に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 使用者は、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」と総称する。）ではないこと。
- 二 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、この使用許可を受けるものでないこと。
- 三 自ら又は第三者を使用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為